

委員会発議案第4号

子どもの貧困対策の推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和元年9月26日

鈴鹿市議会議長
森 喜代造 様

提出者
文教環境委員会
委員長 船間 涼子

(提案理由)

国に対し、子どもの貧困対策の推進を要請するため。

子どもの貧困対策の推進を求める意見書

平成 27 年における、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は 28%で、OECD 加盟国平均の 16%を大きく上回っている。また、平成 28 年に実施された厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は全国で 13.9%となり、およそ 7 人に 1 人の子どもが貧困状態にあるといえる。子どもがいる世帯のうち、ひとり親など大人が 1 人の世帯の相対貧困率は 50.8%と、大人が 2 人以上いる世帯（貧困率 10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれている。鈴鹿市においては、平成 29 年 3 月の段階で、約 13%の子どもが就学援助を受けている。一人ひとりの人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっている。

このような中、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。三重県では、平成 28 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」が策定された。ひとり親家庭の就労収入の分布は母子世帯で 100～150 万未満の割合が 21.8%となっている。

また、学校をプラットフォームとした子どもの貧困対策においては、さまざまな生活背景から課題を抱えた子どもたちに対して、教育相談などを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関連機関と連携した支援を行うなどの取組がさらに進められていくことが必要である。

家庭の経済格差を子どもの教育格差に結びつけないよう、子どもの教育機会が均等になるよう、制度・施策のより一層の充実が求められている。

以上のような理由から、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進を強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 26 日

鈴鹿市議会議長 森 喜 代 造